

群馬県で食肉の流通業を営んでいる申立会社について、原発事故の風評被害により食肉の取扱量が減少したとして、平成25年9月以降の逸失利益につき、原発事故の寄与度を7割とする和解が成立した事例。

973

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人株式会社X(以下、「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、第2項記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、下記記載の損害項目(下記期間に限る。)についての和解金として、金90,056,219円の支払義務のあることを認める。

損害項目	逸失利益	金90,056,219円
期間	自平成25年9月1日	至平成25年12月31日

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人と被申立人は、第2項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年9月5日

(仲介委員 戸部秀明)